

## 「NURO Wireless 5G」導入に関する同意書

「NURO Wireless 5G」（以下、本サービスという）と称するインターネット接続サービスの契約者（以下「甲」という）は、甲が所有権または賃借権その他の使用収益権（以下「所有権等」という）を有する土地（以下「本土地」という）及び建物または部屋（以下「本建物」といい、第2項で導入に同意する範囲について、本土地と併せて、「本物件」と総称する）のどちらか一方に、ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という）が提供する本サービスを導入（免許取得、システム構築並びにサービス運営を含むがこれに限らない）することにつき、以下の通り同意する。

1. 甲は、本土地及び本建物に、本サービスを導入するにあたり、本土地及び本建物については本サービスの提供エリアとすること、本建物内に本サービスを利用する際に用いる乙の機器（以下「陸上移動局」という）を設置し、本物件に居住する者向けに乙による本サービスを導入することについて、同意する。
2. 本物件の住所及び建物名は、申込時に提供する住所及び建物名とし、本サービスの導入にあたり同意頂く物件の範囲は、分譲物件、分譲賃貸物件及び賃貸物件の場合は本建物、戸建物件及び戸建賃貸物件の場合は本物件とする。
3. 甲は、本建物につき所有権等を有し、本同意書にて乙に対して陸上移動局の設置に同意する権限があることを表明し保証する。なお、甲が本建物について所有者から賃借権等の使用収益権を得ている場合、甲は当該所有者から本サービスの導入にあたって必要となる承諾（自己土地化に関する承諾を含むものとする）を得るものとし、当該承諾を得ていることを表明し保証する。
4. 甲は、免許申請、周辺環境（無線設備等の環境を含む）や他社ローカル5Gサービスの導入状況、他の無線局との干渉調整、周波数再編、法令やガイドライン等の改正その他一切の外的要因（以下「外的要因等」という）により、本物件において乙による本サービスの導入ができない場合があること及び本サービス導入後も外的要因等によりサービス内容の変更もしくは中止等が発生する可能性があることについて、了承するものとする。
5. 本建物に設置する陸上移動局は、本サービスの利用契約を行った利用者に対して乙が貸与するものとし、本同意書をもって乙の甲に対する貸与等が発生するものではない。
6. 甲は、本物件における所有権等が第三者に移転する場合、本同意書の内容についても当該第三者に対して引き継ぐよう最大限努力するものとする。
7. 甲及び乙は、本同意書に基づき知り得た相手方の業務上の秘密、または相手方より開示された秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に開示、漏洩せず、また、開示目的以外に使用しないものとする。ただし、第9項に規定する場合はこの限りではない。
8. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明する。
9. 甲は、乙による本物件での本サービスの導入にあたり、乙が本物件にかかる登記事項証

明書、賃貸借契約書、依頼状及び「NURO Wireless 5G」導入に関する同意確認書」その他本サービスの導入・運用に必要な一切の情報（甲が本物件の所有者ではない場合、当該所有者の情報（以下「必要情報」という）を含むものとし、必要情報を取得できるよう協力すると共に、本サービスの導入及び運用の目的で、乙が必要情報を総務省、総合通信局、関係する無線局免許人等の第三者に提出し、使用することを了承する。なお、乙は取得した必要情報について、上記目的以外に使用しない。

10. 甲は、技術的、法的制約から、乙による本サービスの導入後は第三者によるローカル 5G サービスを本物件に導入できない場合（自己土地化に関する承諾を含むものとする）があることを理解し、同意する。
11. 陸上移動局の所有権は乙に帰属する。
12. 陸上移動局の電気料金は当該陸上移動局を用いて本サービスを利用する居住者（以下「居住者」という）が負担するものとし、甲はこれに同意する。
13. 甲は、本サービスが固定通信の用途でのみ認められること、したがって、本建物内に設置される陸上移動局は一定の場所に固定して運用しなければならないことを理解し、同意する。
14. 乙は、陸上移動局について電気通信技術の進歩、改善、向上、本サービスの維持管理のため、改良、一時的な運用停止その他の措置が必要になった場合、自己の費用と責任において行うことができるものとし、甲はこれに異議を述べないものとし、居住者をして異議を述べさせないものとする。この場合、乙は、甲にその旨通知し、甲はこれに協力するものとする。
15. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、自らまたは居住者をして、陸上移動局を分解し、改変し、その他現状を変更することはできない。
16. 天災地変、外的要因等その他乙の責めによらない事由により陸上移動局の全部又は一部が滅失し、又は本サービスの継続に著しい支障が生じた場合、乙は、事前の通知なく、本サービスを終了することができる。
17. 甲による第 3 項に定める表明保証が虚偽であり、本サービスの実施継続が不可能となった場合、甲は乙に対し、乙が本サービスを導入（免許取得、システム構築並びにサービス運営を含むがこれに限らない）するために要した一切の費用（陸上移動局の設置に関する費用及び免許取得費用を含むがこれに限らない）、陸上移動局の撤去等に関する費用並びに逸失利益の全額を、直ちに乙に支払うものとする。
18. 乙は、甲の事前の承諾なく、本サービスの導入・運用にあたり、その指定する第三者に委託することができる。
19. 本サービスのエリアとして公開されることに同意するものとする。
20. 本同意書に関連して甲乙間に生じる一切の紛争は、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
21. 甲による本サービスの利用に関する契約が終了した場合、その終了の事由にかかわらず、当該契約の終了日をもって本書で同意する「NURO Wireless 5G」の導入に関する同意も終了するものとする。

以上について、同意および了承する。